「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に

関する法律」（令和４年法律第50号）について

（「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）

１　成立の経緯

障がいがあることで日常生活や災害時に必要な情報を得にくい「情報格差」の解消を図るため、超党派の議員連盟が、当事者団体へのヒアリングをして作成された法案を国会に提出し、参議院、衆議院においてそれぞれ全会一致で可決され成立に至り、令和４年５月25日に公布・施行された。

（格差の例）

　○聴覚障がい者

　　・テレビ、オンライン会議の手話通訳や字幕がないものがある

　　・問い合わせ窓口が電話のみとなっているものがある

　○視覚障がい者

・選挙公報の点字、音声、拡大文字版が用意されていないものがある

・テレビの速報の音声版がないものがある

・ホームページの音声読み上げ機能がないものがある

２　法の基本理念

(1)　障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする

(2)　日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等が　　 できるようにする

(3)　障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする

(4)　高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

３　国、地方公共団体等の責務

すべての障害者が等しく情報を取得できるよう国や地方公共団体が施策を進める責務が明記された。

　　また、事業者や国民にも協力や理解を深める努力義務を規定されている。

　（国、地方公共団体における基本的施策）

(1)　障害者による情報取得等に資する機器等

(2)　防災・防犯及び緊急の通報

(3)　障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策

(4)　障害者からの相談・障害者に提供する情報

(5)　国民の関心・理解の増進

(6)　調査研究の推進等